

## V 自己資本の充実の状況（法定）

### 1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項 目	平成27年度	経過措置による不算入額	平成28年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目(1)				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,644,094		4,720,179	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,582,441		1,588,116	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	3,098,515		3,172,462	
うち、外部流出予定額（△）	26,924		29,053	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 9,938		△ 11,345	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	44,793		42,636	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	44,793		42,636	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	537,027		469,898	
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	5,225,915		5,232,714	
コア資本にかかる調整項目(2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	327	491	393	262
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	327	491	393	262
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-

項 目	平成27年度	経過措置による 不算入額	平成28年度	経過措置による 不算入額
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	327	-	393	
自己資本				
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	5,225,587		5,232,321	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスクアセットの額の合計額	23,586,422		25,369,130	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,085,166		△ 968,040	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ）に係るものを除く	491		262	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	△ 3,577,400		△ 2,460,044	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,491,742		1,491,742	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,018,840		2,859,655	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナルリスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	26,605,263		28,228,785	
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	19.64		18.53	

注1：「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注2：当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の摘要については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

注3：当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。